

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

船来山古墳群は、標高 116.4m の船来山と標高 110.0m の郡府山を中心とした比高約 90m 弱の独立丘陵に 290 基が点在する古墳群である。そのため遺跡（遺構）の保存管理については、文化財的な考え方だけでなく山地保全の観点からも考慮する必要がある。

これらのことと踏まえ、「史跡船来山古墳群」及びその周辺地区の保存管理の考え方を下記のとおり示す。

（1）本質的価値を構成する諸要素

史跡船来山古墳群の本質的価値は「弥生時代終末期から古墳時代前期、そして古墳時代中期後半から終末期にかけての墳丘墓及び古墳群として東海最大級であること。そして、いくつかの集団による共同墓域の可能性が考えられること。また、後期から終末期にかけての石室や副葬品の詳細が発掘調査により明らかにされていることから、古墳時代の墓制及び被葬者の社会的な関係や集団構成の在り方の変遷を知る上で重要な遺跡である」とこととされている。そして、これらの価値を構成する要素は、墳丘・埋葬施設・周溝といった古墳を構成する要素と出土及び埋蔵される遺物、古墳が立地する地形である。

史跡の本質的価値を顕在化し、その価値を将来にわたって継承するため、これらの諸要素に関する調査を継続的に行い、確実に保存し、持続的な管理を行う。

（2）本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡船来山古墳群には、上記本質的価値を構成する諸要素のほかに、主たる構成要素ではないが史跡への理解を深めるための要素として、石切丁場跡・中世山城跡・神社・柿畠跡・石造物など歴史的文化的価値を示す要素が所在する。また、史跡の保護・利用（活用）に有効な要素として、案内板・解説板・遺構表示・園路などもある。

これらについては、古墳群としての本質的価値を有する要素の保存・活用を優先して取扱いを検討したうえで、適切に維持管理を図るものとする。

一方、史跡指定範囲内には本質的価値の理解や伝達を妨げるなど、史跡の保護と調整が必要な要素も存在する。高压線鉄塔・竹林・笹などである。

これらについては、史跡の本質的価値の顕在化の観点からは整理が望ましい。ただし、市民生活や所有者・占有者の権利に密接にかかわるものであり、その対応については慎重に取り扱う必要がある。短期的には現状維持を基本とする。

（3）指定地の周辺環境を構成する要素

史跡指定地の周辺については、船来山古墳群として指定地内と同じ本質的価値を有する古墳が 124 基以上存在することが確認されている。現在は史跡指定地ではないものの、文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることより、開発行為に対しては届け出等が義務付けられているため、現状保

存を基本とした調整を行う必要がある。この地区については史跡指定地と一体で保護することが望ましいため、今後各種調査を進め価値の明示を行い、所有者・占有者の協力のもと史跡の追加指定を進めながら、必要に応じて公有化を検討する。

また、船来山周辺には旧石器・縄文遺物散布地・古代寺院跡である弥勒寺遺跡や柿畠、白山神社、慈雲寺、席田用水などの歴史遺産、そして船来山からの眺望や船来山を望む眺望、船来山の自然環境など、これらは史跡への理解を深める歴史的文化的価値を有する要素として位置づけ、都市計画法・景観法・屋外広告物法など既存の法適用や計画を適切に運用し、史跡と一体的に景観や環境の維持・向上を図るものとする。

第2節 保存管理の地区区分と具体的な手法

(1) 地区区分の概要

船来山古墳群及びその周辺部には、史跡指定地内外にわたって遺構の有無、傾斜地などの地形の特徴、土地所有の状況など、保存管理上の様々な条件が存在する。これらの状況に合わせて適切な保存管理を行うため、史跡指定地及びその周辺環境を形成する地域を区分し、それぞれの保存管理の考え方と方法を示す。

(2) 船来山古墳群の地区区分

船来山古墳群は、「史跡指定地」と「追加指定予定地」、「活用地域」、「埋蔵文化財包蔵地」の4つに区分する。

A-1 史跡指定地：史跡船来山古墳群の指定地

- ・ 文化財保護法の規定に従い史跡指定地内での現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要となる。
- ・ 現状変更に関する個別の案件については、次節に示す現状変更取扱基準に基づき対処する。
- ・ 遺構、遺物の保護を図ることを第一とするとともに、遺構の持続可能な活用を推進するため、適切な保存措置を図りながら整備を行う。
- ・ 史跡指定地は丘陵の頂部から山麓部までを指定範囲としており、急傾斜地や過去の土砂災害による堆積地もあるため、整備にあたっては墳丘、石室、周溝等本質的な価値に支障がない内容とし、地質・地形等について十分な調査・検討が必要である。
- ・ 一部に砂防法に基づく「砂防指定地」がある。指定地内での行為については制限があるため、県の砂防担当部局と十分協議を行い適切な保護措置を検討する。また、土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている地区もあり、「崖崩れ」の危険が想定されている地区もある。法令に定める事項を遵守し、近隣住民及び来訪者の安全を最優先とする。
- ・ 上記区域以外において整備を行う場合は、斜面保護等を図り安全性を確保のうえ実施する。
- ・ 史跡にふさわしい景観の形成に配慮する。

A-2 追加指定予定地：史跡の追加指定を予定している地区

- これまでの調査により、古墳（遺構）が所在することが確認されており、条件等が整い次第追加指定を進める。
- 現在は文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるため、開発行為をはじめとする土地の改変については、岐阜県知事に対し届出（通知）が必要となる。届出者は県からの指示に従った対応を行うものとする。すでに墳丘、石室、周溝等が確認されている場合は、それらに支障がないよう対応する。
- 史跡指定地内と同じく、本地区的範囲内にも急傾斜地等土砂災害の危険が想定される地区があるため、指定後の整備については整備範囲や手法について十分検討が必要である。
- 土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されており、「崖崩れ」の危険が想定されている地区であることより、法令に定める事項を遵守し、近隣住民及び来訪者の安全を最優先とする。
- 上記区域以外において整備を行う場合は、斜面保護等を図り安全性を確保のうえ実施する。
- 史跡の追加指定を予定している地区でもあり、景観の保全については所有者・占有者に十分説明のうえ理解を求めるものとする。

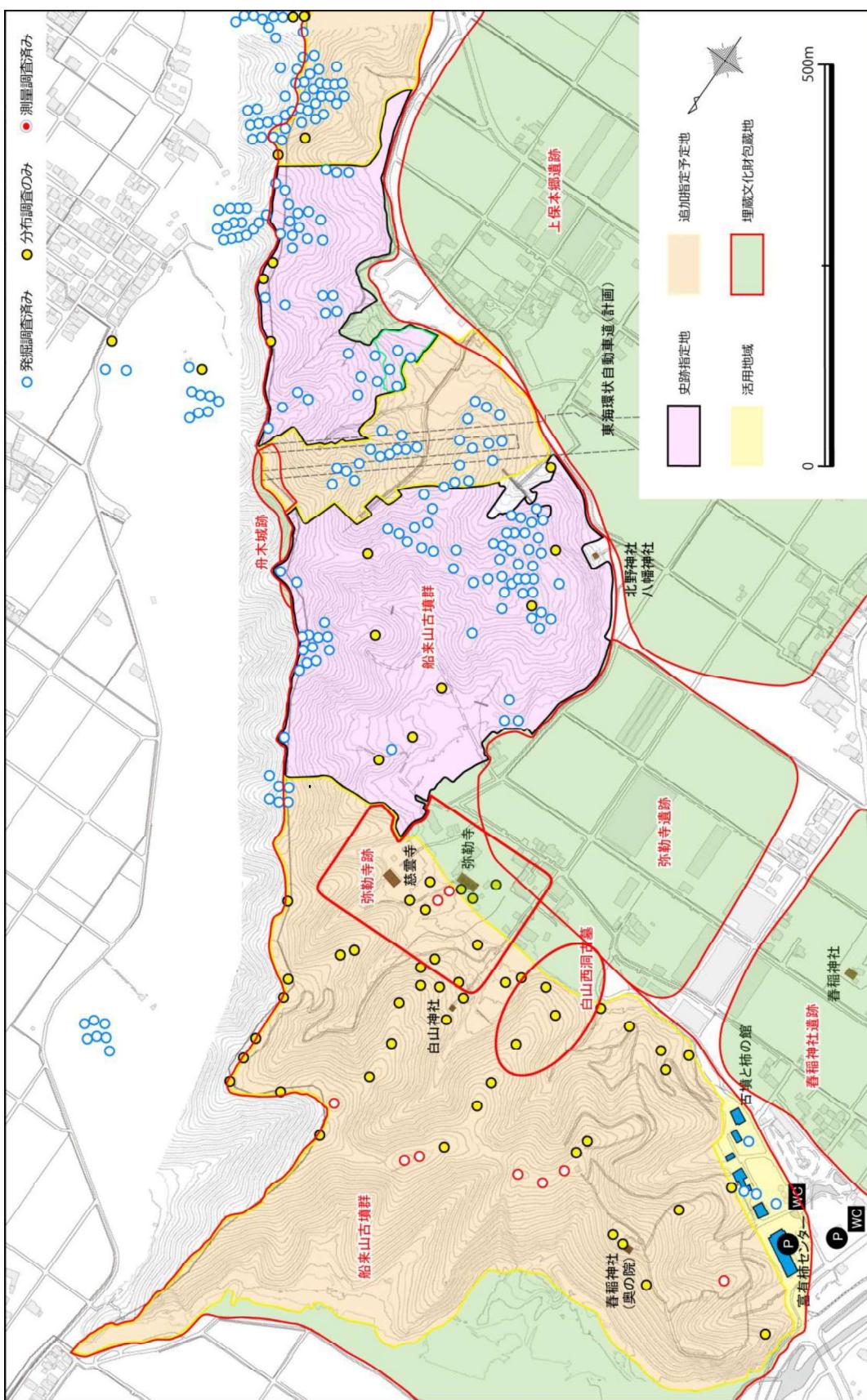
B-1 活用地域：「富有柿の里」園内を中心とする既に開発された地区

- 文化財保護法に言う「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたり、土地の改変を行う場合は岐阜県知事に対し届出（通知）が必要である。また、県は当該事案に対し必要な指示を行い、届出者はこれに従った対応を行うものとする。
- 景観の保全については、所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求めるものとする。

C-1 埋蔵文化財包蔵地：周辺にある上保本郷遺跡、弥勒寺遺跡等の「周知の埋蔵文化財包蔵地」

- 土地の改変や建築行為に対しては、文化財保護法の規定に従い岐阜県知事への届出を必要とする。
- 届出により発掘調査を実施した場合、その結果重要な遺跡（遺構）が確認されたときは、史跡への追加指定も検討する。

図 61 保存管理地区区分図



第3節 現状変更の取扱い

史跡指定地における現状変更の取扱い基準は、下記のとおりである。

(1) 現状変更等の対象行為

① 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、本巣市教育委員会がその事務を行う。

② 現状変更等の内容

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

史跡船来山古墳群において想定される現状変更行為には、土地所有・管理者、農林業関係者、公共・公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

1. 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
2. 工作物の設置、改修、除却
3. 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
4. 木竹の伐採、植栽
5. 地下埋蔵物の設置、改修
6. 発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかる行為（1～4も含む）

イ. 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

史跡船来山古墳群において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

(2) 現状変更等の取扱基準

① 現状変更等の取扱いの基本方針

史跡船来山古墳群にかかる現状変更等については、地形の改変、史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は認めないことを原則とする。また、墳丘の復旧・養生など、古墳の本質的価値を維持する修築にも考慮する必要がある。ただし、史跡指定地内における住民生活や農林業等の生活・生業関連、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便宜的な施設、一定の手入れが必要な山林等があることから、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、

表7 現状変更取扱基準一覧表

地区区分		A-1	A-2	B-1	B-2
		史跡指定地	追加指定予定地	活用地域	埋蔵文化財包蔵地
地区の概要		史跡指定地内	追加指定予定地－未指定の主要な古墳(遺構)が所在する地区	富有柿の里園内を中心とするすでに開発された地域	史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地
既存の施設等	建築物		春稻神社(奥の院)、白山神社、慈雲寺		
	工作物		歌碑、高圧線鉄塔	案内板	
	道路等				
	その他		柿畠跡(石積み等)	柿畠跡(石積み等)	柿畠跡(石積み等)
現状変更の規制	建築物・工作物	新築	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、農林業等の生業関連施設、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便益的施設については、墳丘・石室・周溝等の史跡の価値を損なわない範囲において認める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。
		増築		同上	
		改築		同上	
		除去		認める。	
道路等	道路等	新設	史跡の価値を損なう行為、史跡の価値の回復・向上に係るもの以外の行為は原則として認めない。ただし、農林業等の生業関連施設、公共・公益的施設、防災関連施設、来訪者のための便益的施設については、史跡の価値を損なわない範囲において認める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。
		拡幅		同上	
		補修		同上	
その他	地形の変更等	同上	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとし、所有者・占有者に遺構の保護、風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。	
	樹木の植栽・伐採・抜根	防災・景観保全・史跡の価値を損なわない範囲において認める。	所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。	
景観の保全		史跡にふさわしい景観に配慮する。		所有者・占有者に風致景観の保全について説明のうえ理解を求める。	
発掘調査		史跡の調査研究・保存管理・整備活用のために必要な場合に限り、発掘調査を実施する。		周知の埋蔵文化財包蔵地内は文化財保護法に基づく取扱いとする。	
追加指定		一	追加指定検討範囲においては早期の追加指定を目指す。	一	発掘調査の結果、重要な遺構が確認された場合は検討する。
土地の公有化		一	史跡指定後、公有化を目指す。	一	史跡指定後、必要に応じ公有化を検討する。
史跡整備		安全な場所は整備を行い、積極的な活用を図る。「砂防指定地」を含む区域、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」は、現況の維持を基本とするが、上記区域以外において整備を行う場合は、斜面保護等を図り安全性の確保のうえ実施する。	追加指定後、安全な場所は整備を行い、積極的な活用を図る。「砂防指定地」を含む区域、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」は、現況の維持を基本とするが、上記区域以外において整備を行う場合は、斜面保護等を図り安全性の確保のうえ実施する。	地域の歴史的資源については、史跡と一体的な保存活用を図ることを目指す。	

史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所では、本巣市教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画の変更等もありうる。

② 現状変更等の許可申請の範囲

史跡船来山古墳群における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。

ア. 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- ・墳丘や埋葬施設、遺構と一体となった土地の毀損、衰亡箇所の復旧
- ・石室等の風化進行の軽減のための石材強化処理
- ・埋葬施設等埋没遺構上の堆積土砂の除去

b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等

- ・柵、史跡標柱、境界標柱、説明板等保存施設の設置
- ・歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
- ・その他保存管理、整備活用上必要な建造物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却
- ・既存の施設、史跡の特徴を伝える施設や観光振興に係わる施設の新築（設置）・増築・改築・改修・除却等
- ・これらに伴う土地の形質の変更

c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去

ウ. 公益上必要な行為

以下に示す行為に伴う「工作物の設置、改修、除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採、植栽」

- ・既存の道路・河川に係わる施設の補修、整備
- ・水道管等の地下埋設管類の改修、整備
- ・斜面崩落防止等防災関連施設の整備

エ. 居住者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為

- ・建築物、工作物の新築（設置）・改築・改修・整備
- ・木竹の伐採、植栽、移植

オ. 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については、事前に本巣市教育委員会とその内容について協議したうえで、許可対象物件か否かを判断する。

(3) 現状変更等の行為の許可のうち本巣市教育委員会が処理する事務

法 125 条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下のものについては、法施行令第 5 条第 4 項に基づき、本巣市教育委員会が行う。

ア. 堀削を伴わない小規模建築物（プレハブ相当）の新築・増築・改築・除却（施行令一イ、ロ）

- ・階数が 2 以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積 120 m²以下のもので、2 年以内の期間を限って設置されるものに限る。
- ・増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が 120 m²以下のものに限る。

イ. 建造物等の除却（施行令一ヘ）

- ・建築又は設置の日から 50 年以上を経過していない建造物等に限る。

ウ. 工作物の設置、改修若しくは除却（施行令一ハ）

- ・改修又は除却は、設置の日から 50 年を経過していない工作物で、それぞれの土地の堀削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

エ. 道路の舗装若しくは修繕（施行令一ハ）

- ・それぞれの土地の堀削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

オ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却（施行令二ニ）

- ・法第 115 条第 1 項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除去。

カ. 埋蔵物の設置又は改修（施行令一ホ）

- ・電線、ガス管、水管又は下水道管の設置又は改修。

キ. 木竹の伐採（施行令一ト）

- ・第 6 章第 3 節（4）現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

ク. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取（施行令一チ）

- ・石室から剥離した石材の採取。ただし、詳細な剥離力所が不明で、修復不可能なもの及び φ5~10 cm 以内の拳大の大きさの石材に限る。

(4) 現状変更等の許可を要しない場合

法 125 条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。以下、史跡船来山古墳群における許可を要しない場合をあげる。

なお、以下に掲げる行為であっても、文化庁が許可権者とされている行為は含まれない。

① 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第 4 条に維持の措置の範囲とし、以下のように定められている。

（1号） 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。

（2号） 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための

応急措置をするとき。

- (3号) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

〔史跡船来山古墳群における維持の措置の例〕

- ・病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去（上記2号）
- ・降雨等で小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧（上記第1号及び第2号）
- ・石室石材の転落、移動、石材の不安定箇所の原位置への据え直しや、破損箇所の仮補強等（上記1号及び2号）

② 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

〔応急的な措置の例〕

- ・遺構の保存・養生、遺構と一体となった土地の崩落防止・養生、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- ・倒壊工作物等・流木・土砂等の除去

③ 保存に影響を及ぼす行為が軽微なもの

史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為は土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な行為として許可を要しない場合に該当する。また史跡や公園の周知、普及等も含むものとする。以下に示す仮設物の設置、修繕、更新については原則掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

〔住民生活・生業・森林管理関連〕

- ・病害虫や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な小規模仮設工作物（掘削を伴わないものに限る）の設置・撤去
- ・立木所有者・管理者が行う樹木の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち

〔公益上必要な関連施設〕

- ・道路及び付属施設の清掃、路面の小規模修繕（掘削を伴わないもの）、河川及び護岸等付属施設の清掃、河川堆積物の除去
- ・既存の建築物・工作物の補修、小規模工作物の撤去、更新

〔史跡の特有の価値を構成する要素及び史跡等整備施設の小規模復旧関連〕

- ・史跡に管理者が「維持の措置」として行う遺構や遺構等と一緒にとなった土地等の軽微な補修・改善等の措置
- ・史跡等整備施設の小規模改修：管理用柵の修繕・更新、説明板等の部分的又は同規模・同素材による更新

〔史跡の管理者が行う維持管理行為〕

- ・日常の維持管理行為とは、史跡を維持するために行う必要のある行為（点検、維持的措置）であり、史跡に影響を与えない行為
- ・史跡の本質的価値を構成する要素や文化財保存管理・活用施設の見回り等点検、病害虫防除のための薬剤散布、清掃・除草等日常的行為
- ・景観木等の定期的な剪定・刈込剪定、施肥、倒木の除去、薬剤散布、枝下し等
- ・景観木や大径木等史跡の景観ポイントとなる樹木が枯死又はその一部が枯損した場合の枯死木の除去、又は枯損箇所の伐採（上記3号）

第4節 植生管理について

指定地内の樹木の分布状況を調査し、地区ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てるものとする。

特に、船来山全体において近年「竹類」による他の樹域への浸食が著しい。竹類による浸食は遺構へ悪影響を及ぼす危険があるため、所有者・占有者の協力のもと、浸食を防ぐ手立てを検討のうえ、適切な植生管理を実施するものとする。

植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意する。

- ・急傾斜地の樹木は、遺跡の立地する地形の保護に重要な役割を果たしており、現状維持を基本とする。特に近隣住民の安全性にかかる土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、砂防指定地の樹木は法規制に則り適正に管理をする。
- ・遺構の理解や史跡の歴史的景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈を定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分考慮したうえで、伐採、剪定、枝打ち等を行う。
- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある竹類は、浸食を防ぐ手立てを講じる。
- ・船来山古墳群からの眺望や船来山古墳群を望む眺望を確保するため、これら景観を阻害する樹木の伐採、枝打ち、切り下げを行う。

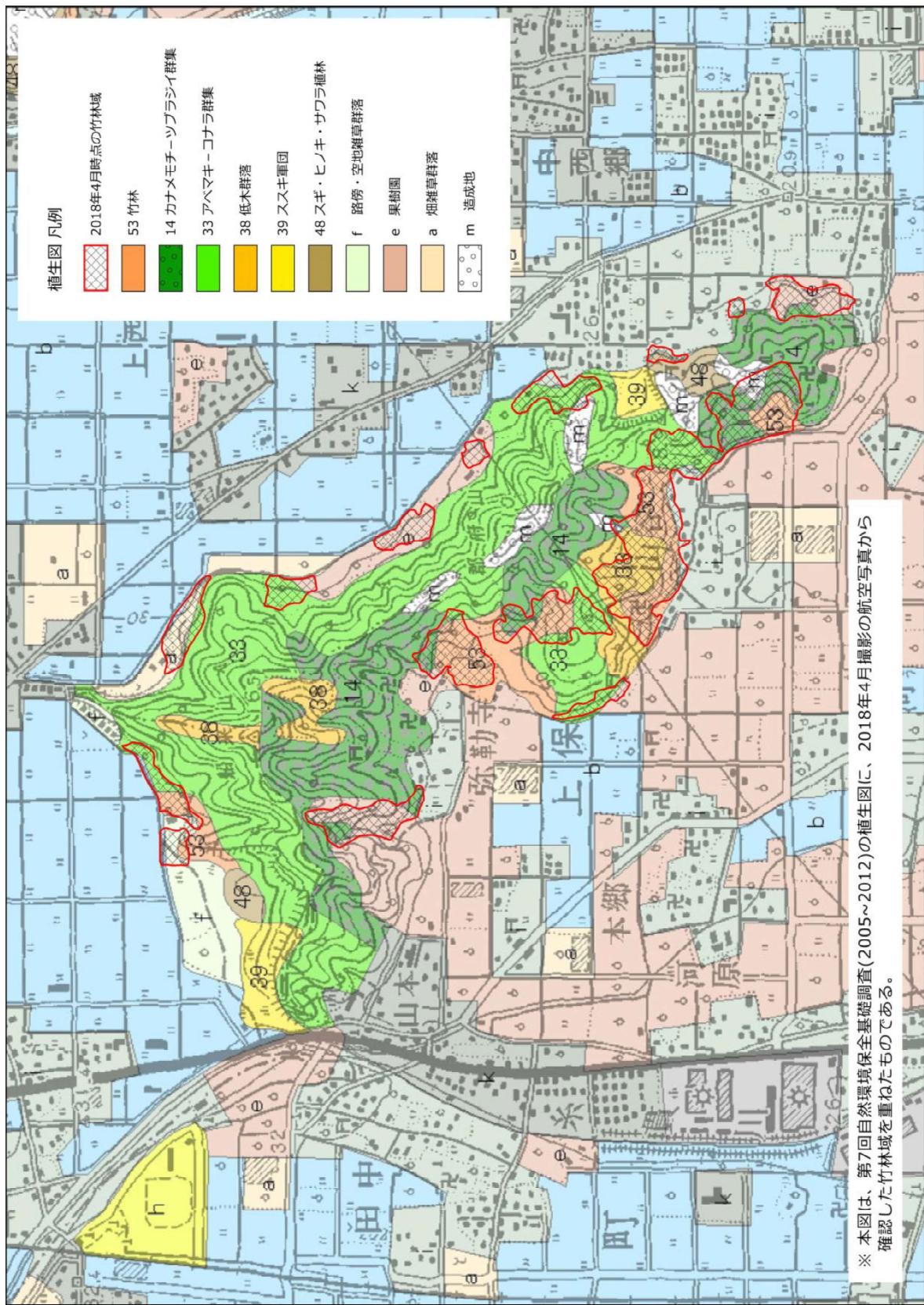


図 62 船来山の植生図（竹類による他樹域への浸食状況）